

## 2. 事務分掌

(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設けるものに限って適用する。)

(平成28年4月1日現在)

### 経営企画室

- (1) 上下水道事業に係る経営に関すること。
- (2) 上下水道事業に係る中長期計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 上下水道統合に伴う総合調整等に関すること。

### 総務課

- (1) 公印、文書の管理及び秘書事務に関すること。
- (2) 局及び部の庶務に関すること。
- (3) 人事考課及び職員の進退、賞罰、任免及び服務に関すること。
- (4) 給与制度その他労働条件及び労働組合に関すること。
- (5) 公務災害及び安全衛生に関すること。
- (6) 職員の給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 議会に関すること。
- (9) 管理規程の制定及び改廃の審査並びに例規集に関すること。
- (10) 電子計算機器等の効率的利用及び運営管理に関すること。
- (11) 他の課の主管に属さないこと。

### 管財課

- (1) 庁舎の維持管理に関すること。
- (2) 自動車(原動機付自転車を含む)の集中管理、事故処理及び損害保険に関すること。
- (3) 不動産、動産、物品等売買、賃借、資材購入及び請負の契約に関すること。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 火災及び損害保険(車両関係除く)に関すること。
- (6) 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- (7) 工事検査に関すること。

- (8) 設計審査等に関する事。

#### **経理課**

- (1) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (2) 予算原案、財務諸表及び決算書の作成に関する事。
- (3) 収入及び支出の事務審査に関する事。
- (4) 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- (5) 固定資産の評価及び減価償却に関する事。
- (6) 局の予算及び経理に関する事。
- (7) 計理状況の報告に関する事。
- (8) 消費税の申告及び納付に関する事。

#### **お客様サービス課**

- (1) 開閉栓業務に関する事。
- (2) メーターに関する事。
- (3) 水道料金等の調定に関する事。
- (4) 検針業務委託業者との連絡調整に関する事。

#### **営業システム課**

- (1) 上水道料金業務システムに関する事。
- (2) 業務統計に関する事。
- (3) 調定日計表の取りまとめに関する事。
- (4) 営業関連業務の企画調整に関する事。

#### **収納対策課**

- (1) 水道料金等の収納及び還付等に関する事。
- (2) 営業前受金の収納及び還付等に関する事。
- (3) 収入日計表に関する事。
- (4) 水道料金の収納事務の委託に関する事。
- (5) 口座振替及び納付制による水道料金の収納及び精算に関する事。
- (6) 停水処分に関する事。
- (7) 中地区及び東地区の窓口業務に関する事。

## 施設整備課

- (1) 水道施設等の実施計画に関する事。
- (2) 許可及び認可事業の申請等に関する事。
- (3) 水道施設の指針及び基準に関する事。
- (4) 部の庶務に関する事。
- (5) 水道施設等の設計に関する事。
- (6) 水道施設工事の施行、監督及び精算に関する事。
- (7) 給水の停止及び制限並びに断水の広報及び応急給水に関する事。
- (8) 水道管路図面等並びに水道管路に付属する情報の整備及び更新に関する事。
- (9) 地下埋設協議及び調整等に関する事。
- (10) 配水管網整備工事等に伴う道路掘削等の許可申請及び継続申請に関する事。
- (11) 他の課及びセンターの主管に属さない事。

## 給水課

- (1) 給水の停止及び制限並びに断水の広報及び応急給水に関する事。
- (2) 指定給水装置工事事業者に関する事。
- (3) 給水装置工事申請の設計、審査及び検査及び並びに加入金、手数料、給水装置工事費の収入及び還付手続きの調定に関する事。
- (4) 給水装置工事施工に係る道路掘削等の許可申請及び継続申請に関する事。
- (5) 貯水槽水道に関する事。
- (6) 給水原簿の管理に関する事。

## 維持管理課

- (1) 給水の停止及び制限並びに断水の広報及び応急給水に関する事。
- (2) 水圧の調整及び水圧測定に関する事。
- (3) 配水管等の維持管理に関する事。
- (4) 私有小管等を含む給水装置の修繕及び応急処置に関する事。
- (5) 維持及び修繕工事等に伴う道路掘削等の許可申請及び継続申請に関する事。

## 配水管理センター

- (1) 配水管理センターの危機管理体制確立に関すること。
- (2) 浄水施設、配水施設及び拠点給水施設の維持管理に関すること。
- (3) 受水及び分水契約に関すること。
- (4) 浄水施設及び配水施設等の維持管理及び更新並びに改良工事に伴う設計施工、監督及び精算に関すること。
- (5) 水運用に伴う取水、受水及び送水に関すること。
- (6) 水質検査に関すること。

3. 職員配置表

平成28年3月31日

所 属		事務職員	技術職員	合 計	
				小 計	部 計
上 下 水 道 局		0	2	2	2
経 営 企 画 室		3	4	7	7
水 道 総 務 部		5	1	6	88
	総 務 課	8	3	11	
	管 財 課	8	2	10	
	経 理 課	4	1	5	
	お 客 様 サ ー ビ ス 課	19	7	26	
	営 業 シ ス テ ム 課	7	0	7	
	収 納 対 策 課	18	5	23	
水 道 施 設 部		1	4	5	80
	施 設 整 備 課	6	21	27	
	給 水 課	2	14	16	
	維 持 管 理 課	1	20	21	
	配 水 管 理 セ ン タ ー	1	10	11	
合 計		83	94	177	

※管理者を除く。

4. 勤続年数別職員構成

平成28年3月31日

分 区 勤続年数	事務職員		技術職員		合 計		
	男	女	男	女	男	女	計
1年～5年未満	9	2	20	4	29	6	35
5年～10年未満	3	1	12	3	15	4	19
10年～15年未満	2	5	1	0	3	5	8
15年～20年未満	6	3	3	0	9	3	12
20年～25年未満	3	0	0	0	3	0	3
25年～30年未満	5	1	3	1	8	2	10
30年～35年未満	14	1	9	2	23	3	26
35年以上	24	4	33	3	57	7	64
合 計	66	17	81	13	147	30	177

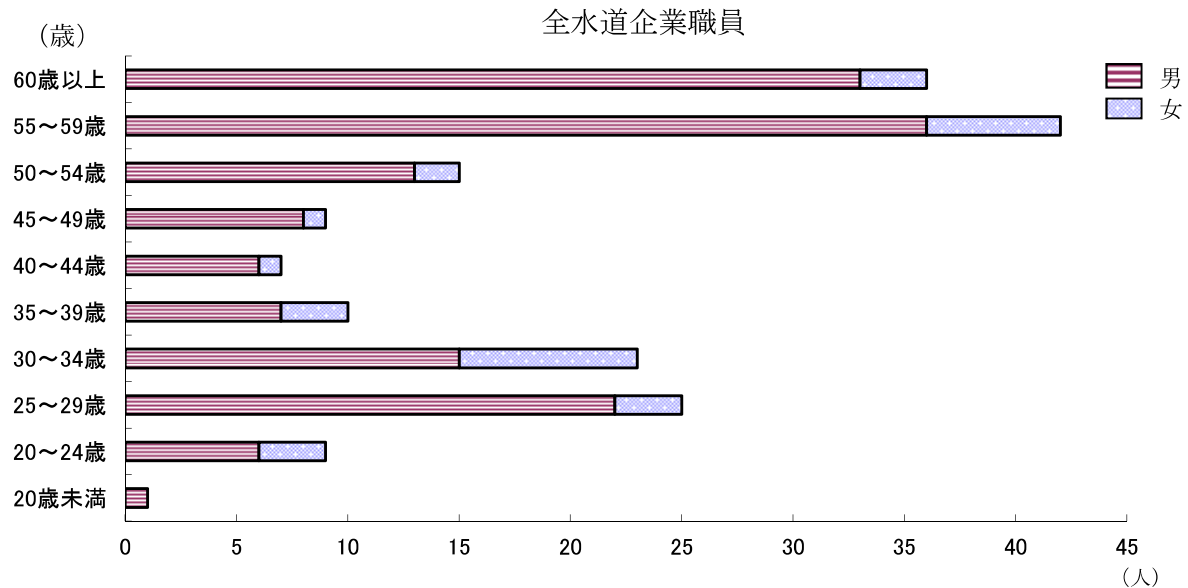
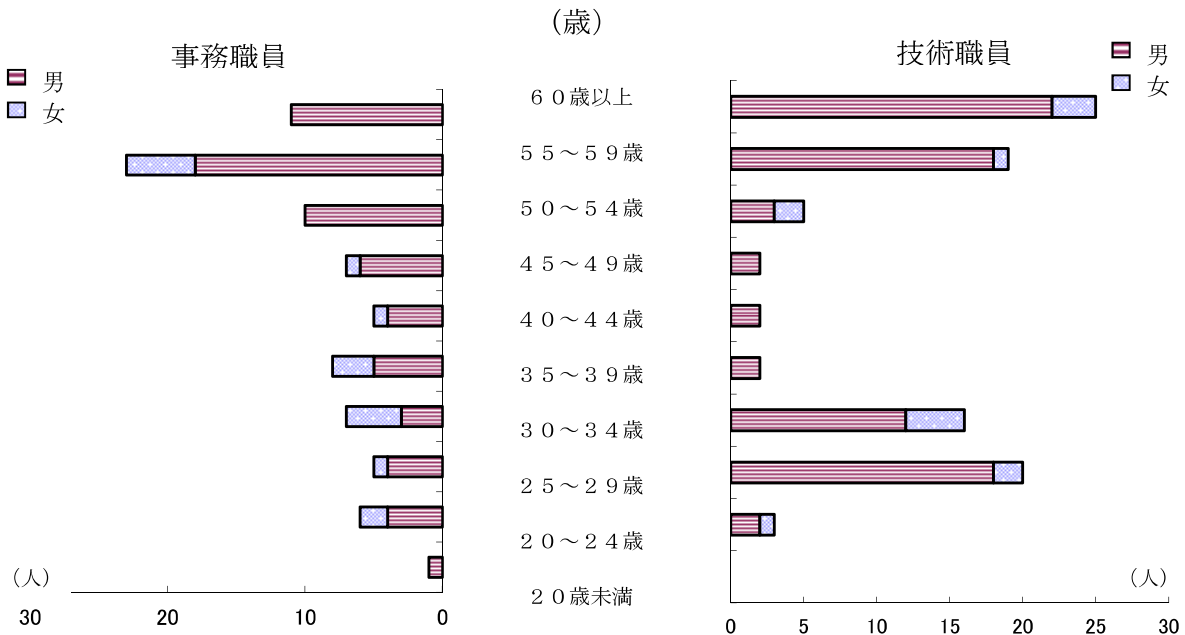
※管理者を除く。

5. 年齢別職員構成

平成28年3月31日

年齢	区分		事務職員		技術職員		合計	
	男	女	男	女	男	女	計	
20歳未満	1	0	0	0	1	0	1	
20～24歳	4	2	2	1	6	3	9	
25～29歳	4	1	18	2	22	3	25	
30～34歳	3	4	12	4	15	8	23	
35～39歳	5	3	2	0	7	3	10	
40～44歳	4	1	2	0	6	1	7	
45～49歳	6	1	2	0	8	1	9	
50～54歳	10	0	3	2	13	2	15	
55～59歳	18	5	18	1	36	6	42	
60歳以上	11	0	22	3	33	3	36	
合計	66	17	81	13	147	30	177	

※管理者を除く。



## 第8章 広報

### 1. 広報活動

名称	実施日	対象	場所	内容	実績
上小阪配水場 “つつじ”の一般開放	4/22(水) ～4/29(水・祝)	市民等	上小阪配水場	来場者へ粗品の配布(チラシ、備蓄水、堆肥、球根)、水道・下水道に関するパネル展示、利き水、土日曜限定の「自治会の児童向けの催し物」、器材展示、のぼりの設置	8,930人
第57回水道週間 (6/1～6/7)	6/6(土)	市民等	菱屋西配水場	スローガンの入った粗品の配布(備蓄水、花の種)、利き水、アンケート(回答者には、災害用ウェットタオルを贈呈)、水道に関するパネル展示、水道週間ポスター配布(市内小学校、市関係施設)、懸垂幕の掲示(水道庁舎、総合庁舎、菱屋西配水場)、電光表示板への掲載、のぼりの設置(水道庁舎)	320人

### 2. 広報紙発行

発行物	配布日	配布先	内容	部数
水さき案内17号	H28. 1. 23	2/1号市政だより同時配布	水道管の凍結防止、インフルエンザ等の対策、悪質訪問業者にご注意を、安心・安全な水、口座振替、使い始めの水の注意喚起、検針協力、連絡先	204,000部